

2 生活環境

都市景観

●横浜の都市づくり

山下公園の前に県民ホールが四九年にオープン、隣接して産業貿易センターが五〇年に開設された。この二つの建物の前の広場は、道路をはさんで一体的に構成されるようデザインや色彩等が配慮されている。山下公園前にはこのほかにも新しい建築物が次々に計画されているが、どれもこのような建築物相互や街並みとの調和がとれるよう配慮されている。これは横浜市が推進してきた「アーバン・デザイン」の成果の一つである。

横浜市は戦災を受けるとともに、戦後、中心市街地の多くを接収され、都市づくりの基盤を失った。さらに急激な

人口増加による都市化の波を受けて、さまざまな都市施設の量的な対応に追われるという厳しい状況の中で、地域の特徴や魅力をつくり出す街づくりを進めなければならない困難な背景をかかえてきた。しかし横浜市では人間的な都市づくりを目標として、都市行政の中に計画と事業、規制と誘導という二本の柱とともに、全国に先がけてアーバン・デザインの視点をとり入れて積極的に推進してきた。

横浜の都市づくりにあたっては、震災と戦災によって開港以来の歴史的遺産のほとんどが失われたために、その歴史性の尊重と、港や丘陵などの地理的特徴を生かしながら人々が安全に気持よく歩けること、過密な都市の中で豊かなオープンスペースを生み出すことなどを中心に、都市生活の快適性を求めて努力を重ねている。

●新しい魅力を求めて

魅力ある都市づくりの具体的なとり組みは大きく次の三つに分けることが出来る。

第一は、いくつかの特定の地域について総合的な調整をはかりつつ、その特徴をつくり出していかうとするものである。これは例えば港北ニュータウンや金沢臨海都市、都心臨海部や本牧地区、あるいは駅前再開発などこれから新しく生まれようとする地域、あるいは生まれ変わろうとする地域について、その骨格となる道路や鉄道、公園や広場などをはじめ、さらにそこに建てられる建物の敷地割や容量を決め、建築協定の推進を図るなど、新しい地域の秩序と魅力をつくり出そうとするものである。

また、山下公園周辺地域や山手地区など横浜を代表するような景観が形成されており、今後とも、市民共有の財産としてその価値を保全していかうとする地域、あるいは住民が街づくりに意欲的にとり組んでいる地域などで、既に形成されている都市の骨格に改良を加えたり、建物などに対する行政指導上の統一基準を定めたり、建築協定の締結を図るなど全体の調整を行っていくケースもある。馬車道商店街整備や伊勢佐木モール計画等がこの例である。

馬車道通り



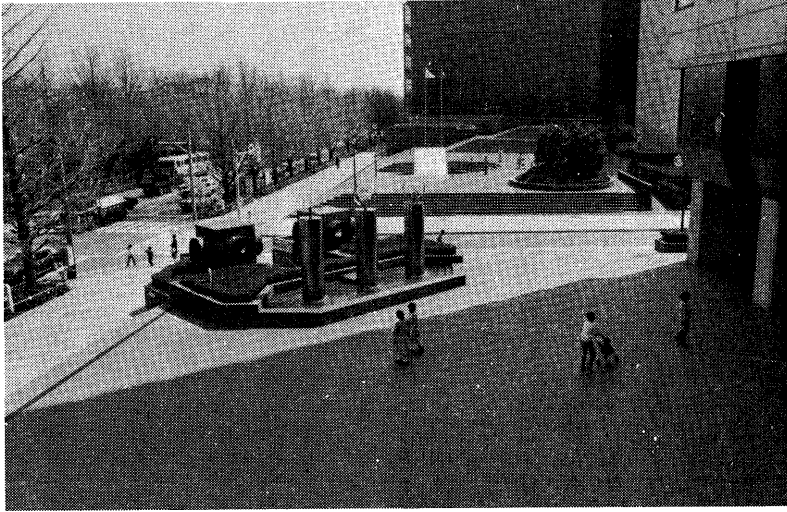
伊勢佐木モール



第二は、特定の地域に限らず全市的に一般的な共通のルールを定め、地域や施設の向上を図っていかうとするものである。建物の容積率や高さを緩和するために敷地内に広場をとることを義務付けた市街地環境設計制度がその例であり、最初にあげた県民ホールと産業貿易ビルのペア広場など、すでにいくつかの成果をあげている。

第三は、学校や地区センター、公園や地下鉄、橋や街灯など市が直接建設する施設についてデザインの改良を加え、その内容をより地域にあった魅力あるものとしていくための努力である。くすの木広場や大通り公園、あるいは絵タ

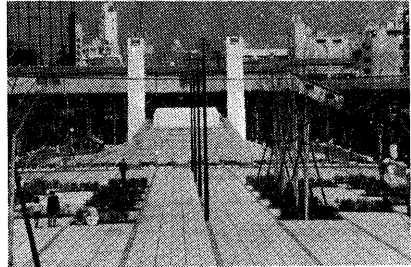
山下公園前ペア広場



くすの木広場



大通り公園石の広場



都心プロムナード



イルに沿って港まで楽しく歩いて行けるようにした都心プロムナード計画などもこの一例である。

この他にも市民の森などの緑地の保全や緑化の推進、広告物の規制など、あるいは街を美しく保つための「さわやか運動」など多面的なとり組みがなされているが、これらは各々別個のものとしてではなく、地域や施設の内容によって複合的に行われている。

●市民がつくる街の魅力

道路や大きい建物ばかりでなく、住居の屋根の色や塀の材料、駐車場の扱いや看板のつくり方、店の前のちよつとした工夫等の一つ一つの積み重ねが街の表情を決めている。市民一人ひとりの自分の街に対する愛情と、美しい街に住みたいという意志とがお互にうまく関係づけられなければ、調和のとれた都市空間にはならない。そのため地域や都市の問題にとり組んでいる自治体が果さなければならぬ役割も大きい。

美しい街、調和のとれた都市景観は一朝一夕にして出来るものではない。息の長い地道な努力の積み重ねが必要であり、それはまだ緒に付いたばかりである。

緑と公園

●減少していく緑を守る

横浜市内の市街化は昭和三五年以降急激にすすみ、昭和三五年当時約二割であった市街地は、現在六割にも達している。私たちのまわりにある緑の林や丘陵も大規模な宅地開発によってどんどん削られてきた。このよ

うな開発の結果、昭和三一年には一万一、〇二二haであった山林が、五二年には五、七四〇haと約一〇年間に半減してしまった(図4-23)。

市内の山林は歴史的な背景の中で国有地、寺社地はほとんどなく、大部分が民有林で占め

図4-23 地目別土地利用構成の推移

